

横浜市中学校給食の実施方式検討における
サウンディング型市場調査（2回目）

実施要領

令和4年10月

横浜市教育委員会事務局

健康教育・食育課

横浜市では、令和3年4月から「選択制のデリバリー型給食」を実施しています。

令和4年度の想定では喫食率 30%程度を見込んでいますが、給食を希望するすべての生徒へ確実に提供できるよう取り組んでいます。

今後の中学校給食の在り方に関しては、学校給食法の趣旨を踏まえ、あらゆる実施方式について課題の整理や実施スケジュールの検討、事業者へのサウンディング調査（1回目）や生徒・保護者へのアンケート調査等を行うなどの検討を進めてきました。それを受けて8月30日に公表した次期中期計画（素案）の中で、令和8年度から中学校給食の利用を原則とすること、デリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性を示しました。

今後、令和4年12月の公表を目指している「今後の中学校給食の在り方」を検討する際の参考とするために、横浜市の中学校給食事業に関心のある事業者の皆様を対象に、2回目の対話（サウンディング調査）を実施します。

横浜市中期計画 2022-2025(素案)

政策5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

学校給食法の趣旨を踏まえ、デリバリー方式によりすべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します。

主な施策 すべての生徒が満足できる中学校給食の実現

- ・ 中学校給食の利用を原則とし（アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可）、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。
- ・ 地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。

施策指標 中学校給食の供給体制

直近所状況：最大 40%（令和4年度）

目標値：全員に供給できる体制の確保が完了（令和7年度末）

1 対話の実施概要

○対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施します。）

(1) 日時

令和4年10月20日（木）から10月26日（水）までの間の事務局が指定する日。

※申込をいただいた後、個別に調整させていただきます。

※1事業者あたり1時間程度を予定

(2) 場所

横浜市庁舎 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜花咲ビル 横浜市西区花咲町6丁目145番地

(3) 対象者

民間事業者（事業の実施主体となる意向を有する法人又はそのグループ等）

今後の中学校給食の実施方式の考えに合わせ、デリバリー方式に関して対話を実施します。事業への関心や参入意向があれば、一部に関する御意見・御提案でも結構です。

4(2)「給食の改善について」は、事業への参入意向にかかわらず、一部項目でも構いませんので、ご参加ください。

(4) 申込方法及び資料の提出

○対話参加の申し込み（事前申し込み制）

様式1「対話へのエントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内に下記申込先へ御提出ください。なお、件名は「【対話参加申込】+事業者名」としてください。

〈申込先〉横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課 中学校給食推進担当

E-mail: ky-chushoku@city.yokohama.jp

〈申込期日〉令和4年10月14日(金)午後5時

○対話資料の提出（対話参加条件）

様式2「事前ヒアリングシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期日までに下記申込先へ御提出ください。なお、件名は「【事前ヒアリング資料提出】+事業者名」としてください。

〈申込先〉横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課 中学校給食推進担当

E-mail: ky-chushoku@city.yokohama.jp

〈提出期日〉令和4年10月18日(火)午後5時

○注意事項

対話に参加する人数は、1つのグループごとに3名以内としてください。

対話参加申し込みの参加希望日程は3か所以上を選択してください。

(5) 事前説明会の開催（事前申込制）

事業実施についての市の考え方、実施方法の検討状況等について、事前の説明会を開催します。参加を希望される方は、期日までに下記申し込み先へEメールをご送信ください。なお、件名は「【説明会参加申込】+事業者名」としてください。説明会に参加する人数は、1つのグループごとに2名以内としてください。

〈日時・場所〉令和4年10月12日(水)午前10時～午前11時

横浜花咲ビル 横浜市西区花咲町6丁目145番地 201研修室

〈申込期日〉令和4年10月11日(火)午後12時

〈申込先〉横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課 中学校給食推進担当

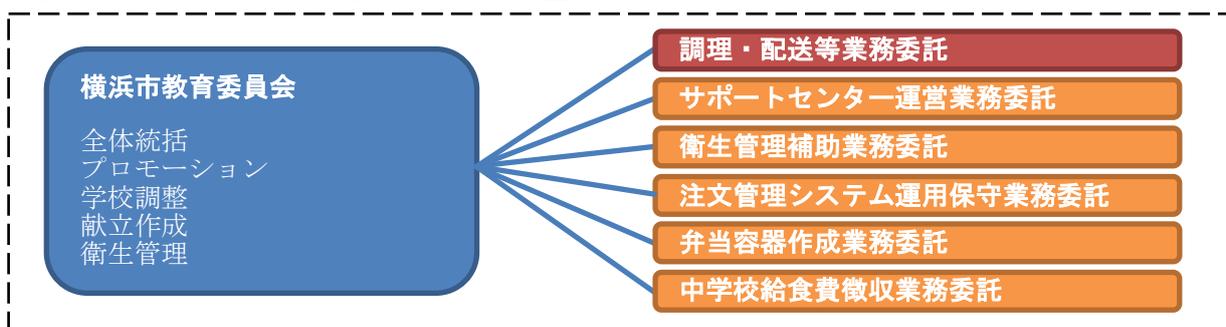
E-mail: ky-chushoku@city.yokohama.jp

2 想定業務内容について

(1) デリバリー方式を実施する場合の想定業務内容

提供方式	デリバリー型給食（民間調理施設で調理した給食をランチボックスに入れて学校に配送し配膳する方式）
配膳方式	学校・クラスごとにランチボックスをコンテナに入れ学校に配送し、学校の実情に対応した方法（クラス前配膳、配膳室での配膳など）で配膳していただきます。
配膳室	学校の配膳室の安全・衛生管理を行っていただきます。
対象校	給食を提供する横浜市立学校は、「別添資料1」のとおりとします。
対象者	給食の利用対象者は、原則として別添資料1に規定する学校の生徒、教職員とします。
委託食数	製造を委託する食数は最大で 83,000 食程度となります。事業者ごとの供給可能食数などにより委託範囲を調整させていただきます。
昼食日数	各中学校の平均的な昼食設定日数は 170 回です。 全中学校としての給食日数は約 200 日です。
盛り付け	主食・副食・汁物は、それぞれ専用のランチボックスに盛り付けていただきます。
回収・洗浄等	ランチボックス等の回収、洗浄、消毒及び保管を行っていただきます。
廃棄物の処理等	給食調理で生じた廃棄物及び返却された残渣等の処理を行っていただきます。
献立等	献立は教育委員会が作成します。受託者には献立作成に協力していただきます。

【参考】現在の中学校給食（デリバリー型）の事業スキーム



3 事前ヒアリングシートの提出について

デリバリー方式により政令市最大の全生徒・教職員分の供給体制を確保するために、事業者の皆様から既存の工場の活用による提供可能食数や市内に工場を新設する意向、改善に向けたアイデア等について広く御意見・御提案をいただきたいと考えています。また、御質問等も事前に御記入いただければ、当日可能な範囲で回答させていただきます。

また、今回の対話にあたっては、横浜市立中学校給食衛生管理基準、学校給食衛生管理基準、学校給食に関する法規及び食品衛生、公衆衛生に関する関係法規、通達等を遵守するとともに、給食調理業務の高度な公共性を認識し、学校と緊密な連携を図りつつ、質の高い美

味しい給食を安定的に供給するために最善の努力を払っていただくことを前提に意見交換させていただきたいと考えています。特に安全面・衛生面については最重要事項として取り組む必要がある事業である事に関して、ご理解いただきますようお願いいたします。

対話をより有意義なものとするため、様式2「事前ヒアリングシート」の提出をお願いいたします。

4 対話内容(対話において、お聞きしたいと考えている項目です)

次の項目について御意見・御提案をお聞かせください。(1)・(3)については、自らが事業の実施主体となることを前提とした御意見・御提案をお願いします。(2)については、事業への参入意向にかかわらず御意見・御提案をお願いします。

全ての項目に回答する必要はありませんので、可能な範囲でご回答ください。各項目について柔軟な御意見・御提案をお願いします。

(1) 事業参加の意向や工場の建設等について

事業参加の意向	
実績	・他都市でのデリバリー方式による学校給食の実績（製造から喫食までの時間、温度管理、食物アレルギーの除去食対応など）
受注可能な想定食数	・令和8年4月時点の受注可能な想定食数：_____食
想定食数を確保するための内容	・既存工場を使用する ・既存工場を改装する ・既存工場を増築する ・新規に工場を建てる（場所、土地の確保状況） など
契約について	・契約の期間（現在の横浜市中学校給食調理・配送等業務は5年） ・その他契約に係る条件等
参入にあたっての確認事項	・確認したい内容をご入力ください
工場の整備	・工場の新設の意向 ・工場を整備する場合の整備期間 ・工場に必要な敷地の大きさ ・市に求める条件 など

市有地の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に市有地を確保できた場合の賃借の意向 ・工場整備に必要な土地の大きさ ・想定される工場の規模と製造可能食数 ・令和8年4月に給食提供開始をするための土地賃借の開始時期 ・土地賃借して工場を建設する場合の契約期間 ・賃借する場合の条件 など
食材の調達について	<ul style="list-style-type: none"> ・市が一括して食材を調達する場合の対応可否・課題等
その他	上記項目に含まれない御意見・御提案があれば記入してください。

(2) 給食の改善について

アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応の可否 ・製造可能なアレルギー対応食の種類 ・想定されるアレルギー対応食の製造環境（別室、別レーン等） ・アレルギー対応とするための条件等
量の調整を行う方法	
あたたかい状態での提供に関するアイデア	
食育に対するアイデア	
配膳方法の工夫	
その他	上記項目に含まれない御意見・御提案があれば記入してください。

(3) デリバリー方式に係る内容

前回（令和4年6月）のサウンディングに参加していない事業者の方は下記の質問についてもご回答ください。

事業スキーム等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営について （献立作成は横浜市が行ない、民間事業者は、調理、配送・改修、配膳、ランチボックス洗浄、廃棄物処理などを行うことを想定しています） ・本事業において想定されるリスクと内容等 ・民間事業者が参入しやすいスキーム ・事業参入にあたっての課題
人員確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保策 ・配送車両の配置計画
契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の期間（現在の横浜市中学校給食調理・配送等業務は5年） ・その他契約に係る条件等

事業の実施体制	・事業者決定から給食提供開始までに要する時間
地域貢献等に関する提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・給食工場を活用した地域貢献の提案 ・給食の提供が無い期間に対しての事業提案 ・将来的な生徒数減少への対応 ・SDGs 貢献に関する提案 ・地産地消に関する提案
その他	上記項目に含まれない御意見・御提案があれば記入してください。

5 留意事項 (必ずご確認の上、お申し込みください。)

(1) 参加及び対話内容の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではないことを御理解ください。

(2) 対話に要する費用及び説明資料の提出

ア 対話への参加に要する費用は、参加される事業者の負担とします。

イ 事前ヒアリングシート（様式2）以外の説明資料の提出を求めません。（ただし、必要と考えられる場合は、ご持参ください。）

(3) 対話への協力

必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。御協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加された事業者の皆様にご確認を行います。

ウ 参加された事業者の名称、事業ノウハウにかかる内容は、公表しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開の対象になることがあります。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は

第2項に違反している事実がある者

お問合せ先

担 当 横浜市 教育委員会事務局 人権健康教育部 健康教育・食育課
住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話 / F A X 045 (671) 4136 / 045 (681) 1456
E - m a i l ky-chushoku@city.yokohama.jp

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/kyusyoku/tyuugakko/kyushoku.html>

インスタグラム @schoollunch_yokohama_official

